

IEEJ NEWSLETTER

No.111

2012.12.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント
1. 大震災と内外エネルギー情勢
 - ① 基本問題委員会における議論と今後の展望
 - ② 電力システム改革を巡る議論
 - ③ 原子力発電所再稼動を巡る動向と課題
2. 欧州委員会、EUETS の国際航空規制適用を 1 年延期
3. 新たな対応を迫られるドイツの FIT 制度
4. 中国ウォッチング：COP18 に向けた原則的立場を表明
5. 中東ウォッチング：武力行使の応酬でさらに高まる緊張と情勢流動化
6. ロシアウォッチング：露プーチン政権のパイプライン戦略

0. 要旨 — 今月号のポイント

1-①大震災と内外エネルギー情勢：基本問題委員会における議論と今後の展望

11月14日の基本問題委員会で枝野大臣は、政治を理由に議論を急ぐことも、遅らせることもないとしたが、取りまとめの時期など明確な方向性は示されなかった。今後は、日本を取り巻く厳しい内外の政治・経済・エネルギー情勢を踏まえた政策検討が必要になる。

1-②電力システム改革を巡る議論

7月の基本方針を踏まえ、詳細設計を検討するために電力システム改革委員会が開催され、送配電部門の中立化・広域化及び卸電力市場の活性化について検討が行われた。しかし、個別分野に関心が集中し、全体的にバランスの取れた年内取りまとめが実現可能か、不安を残した。

1-③原子力発電所再稼動を巡る動向と課題

原子力発電所の再稼動判断を巡る責任の所在を巡る議論が混迷しており、再稼動時期は来年夏から更に遅延する可能性もある。科学的合理性に基づく安全基準を規制委が示すことと、電源構成の基本方針を政府が明確に示していく姿勢が早期に求められる。

2. 欧州委員会、EUETSの国際航空規制適用を1年延期

欧州委員会は、米中印など多くの国から反対されていたEUETSの国際航空への適用を1年延期する改正案を公表した。年明け、改正案は決定される見込みだが、ECの導入姿勢は引き続き堅持されており、今後のICAOでの議論等も踏まえ、先行きを注視していく必要がある。

3. 新たな対応を迫られるドイツのFIT制度

ドイツは、上昇するFIT賦課金への対応として買取り対象設備容量に上限を設定する方針を発表。系統増強や安定化対策の進捗を考慮した導入の必要性も示された。懸念されてきた事態が現実の課題になりつつある。今後の日本の再エネ政策にとって重要な検討材料になるのではないかと。

4. 中国ウォッチング：COP18に向けた原則的立場を表明

COP18直前の11月21日に、中国政府は京都議定書第2約束期間の合意を最優先し、自国の総量削減義務の承諾時期を2020年以降の将来枠組み交渉に委ねるとする国際交渉の原則的立場を表明した。原則的立場を、先手を取って表明し国際交渉のイニシアティブを取る姿勢であろう。

5. 中東ウォッチング：武力行使の応酬でさらに高まる緊張と情勢緊迫化

イスラエルの軍事攻撃によって、シリア内戦からパレスチナのガザに関心が移った。停戦発効はエジプトの評価を上げたが、同国でも強権的統治の復活に対する反発が生じている。赤字財政でヨルダンも不安定化しており、イランに対するイスラエルのけん制も続く。

6. ロシアウォッチング：露プーチン政権のパイプライン戦略

ロシアの輸出用P/L建設構想は、プーチン大統領のエネルギー戦略を反映している。欧州向け、アジア向け、ともに大規模建設構想が進められているが、ロシアは特に今、日本を含むアジアに熱い視線を向けている。日露エネルギー関係は補完的關係も踏まえた戦略検討が求められる。

1. 大震災と内外エネルギー情勢 :

① 基本問題委員会における議論と今後の展望

野田首相が衆議院解散を表明した 11 月 14 日、第 33 回基本問題委員会が約 2 か月ぶりに開催された。この間、閣僚会合であるエネルギー・環境会議が決定した「革新的エネルギー・環境戦略」を踏まえ、「今後のエネルギー・環境政策について」が閣議決定されている。

同戦略は第一の柱として「原発に依存しない社会の 1 日も早い実現」を謳うなどしている。しかし実際に閣議決定したのは「今後のエネルギー・環境戦略については、『革新的エネルギー・環境戦略』を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」という一文である。

閣議決定を踏まえ、各委員からは同戦略とエネルギー基本計画との関係・位置づけ、基本計画の内容、取りまとめ時期などについて意見・質問が出された。枝野大臣は、政治状況を理由に議論を急ぐことも、遅らせることもしないと述べたが、明確な方向性は指し示されなかった。また基本計画の取りまとめ時期についても特段の発言は無かった。そんな中、とりわけ耳目を集めた発言が 2 つあった。1 つは、基本問題委員会で最終的に 1 つの意見を形成することは始めから考えていない、と意見集約に拘らない姿勢を示したもの。もう 1 つは、数字のコミットは避けるが、できるかどうか分からないにせよ目標は掲げるべきであり、2030 年代原発ゼロはそれに該当する、と同戦略の実現性に率直に疑問符をつけともとりうる発言であった。

一方、弊所理事長・豊田委員の当日の意見は以下のとおり：

革新的戦略の曖昧な部分を明確にした後、きちんとした基本計画を作るのが合理的。一方で、この 2 か月ほどの間にも、日本にとっての原子力の重要性を認識させる国際動向の変化が多数発生している。

例えば、中東情勢は緊迫度を高めている。従来 250 万 b/d ほどであったイランの輸出は、制裁により現在 100 万 b/d まで低下している。ホルムズ海峡の安全通行に関わるリスクも再び高まっているのではないか。

米国では大統領選挙が終わり、LNG 輸出に反対姿勢を示す民主党 Wyden 議員の上院エネルギー・天然資源委員会委員長への就任が必至となった。米国からの LNG 輸入に向け引き続き最大限の努力はしてほしいが、先行きはそう甘くはない。

中国製太陽光パネルに対し、米国は反ダンピング課税を決定、EU も調査を始めた。締め出された中国製パネルは日本に向かい、日本で再生エネルギー関連の雇用が急拡大するとは考えにくい状況にある。

国際エネルギー情勢の最近の展開を見ると、日本の原子力政策を前に進めることが期待される状況に至っているのではないか。革新的戦略の検討の後、国民に分かり易い形で、原子力の必要性を明確にしてほしい。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループ 研究主幹 柳澤 明)

1-② 電力システム改革を巡る議論

11月7日に電力システム改革専門委員会の第9回会合が開催され、7月に公表された基本方針を踏まえた詳細設計のうち、送配電部門の広域性・中立性確保、卸電力市場の活性化及び先行的に実施する制度改革（部分供給、常時バックアップ、系統情報公開）について議論が行われた。

送配電部門の広域化・中立性確保については、事務局より欧米の事例を参考としてより具体的な送配電部門の法的分離・機能分離の案が示された。委員からは送配電部門の法的分離を支持する意見が多かったものの、機能分離についてISO化における広域運営強化に伴うメリットの指摘もあり、委員の間で意見の一致は見られなかった。更に原子力発電の再稼働時期が不透明な現段階において一般電気事業者の枠組みを大きく変更することに関して、金融の観点から、格付け引下げや財務状況への負の影響の懸念も示され、どのように取りまとめを行うのか事務局の運営方法が注目される。

卸電力市場の活性化では、一般電気事業者からの自主的な取組みとして、卸電力取引所への売電入札の強化案（370億kWh以上の売り入札で、24時間平均で420万kWに相当）が示されたがほとんど委員からの意見はなく、日本卸電力取引所の当面の取組強化やガバナンスの中立化を求める意見があった。部分供給（新電力のみで供給が難しい場合の補完的な一般電気事業者による電力供給）のガイドライン化や系統情報公開に関する考え方といった先行的に実施する制度改革の案も示されたが、委員からは具体的な意見はなかった。

今後は7月に公表された基本方針の具体化を行う詳細設計の検討が年内取りまとめに向けて進められる予定になっているが、今回の議論を見る限り、多数の委員からは具体案に関する意見よりは、7月までの議論と同様に制度の大枠に関する意見が多かった印象である。私も委員として参加しており、できるだけ制度の具体化に資する意見を出す試みはしたものの、「前向きか後ろ向きか」や「送電部門や卸電力取引所のガバナンスは中立的であるべき」といった抽象的ないし部分的な分野での意見が多いように思われ、言及されていない分野での課題は無いのか、全体的にバランスの取れた取りまとめを行うことができるか、不安を感じるところである。

原子力規制委員会発足の遅れや再稼働を巡る議論の進め方からは、しばらく再稼働が困難となる見込みが高まっている。これは電力会社の経営の不安定性や需給逼迫が継続することと同義であり、電力システム改革と原子力発電の問題は切り離して考えて良いかを含め、委員の間での意見の一致を見ることができないか不透明性が高い。衆議院選挙が行われる中、どのような取りまとめが適切か答えを見出すことは難しいと言わざるを得ない。

(電力・石炭ユニット 電力グループ マネジャー 小笠原 潤一)

1-③ 原子力発電所再稼動を巡る動向と課題

国内で停止中の 48 基の原子力発電所の再稼動問題は、9 月の原子力規制委員会発足後も一向に進展せず、むしろ責任の所在を巡る議論の混迷や大飯原子力発電所の断層調査を巡る状況から、先行きの予断は許されない状況となっている。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、就任後から一貫して「原子力施設の安全性を科学的合理性に基づいて判断する」姿勢を変えておらず、「再稼動にあたっての立地自治体への説明は事業者かエネルギー政策を担当する省庁がすべきだ」とも言っている。政府は「立地自治体への説明はまず事業者がすべき」との見解であるが、立地自治体側は安全性・必要性に関する政府の説明を強く求めており、再稼動を巡るそれぞれの立場には依然として温度差がある。

安全性の判断にあたっての当面の問題は、敷地内の破砕帯が断層か否かである。関西電力大飯原子力発電所の現地調査では、当該サイト敷地内にある破砕帯が活断層か否かについて専門家の見解が分かれ、原子力規制委員会は関西電力に追加調査を指示した。11 月 22 日、関西電力が原子力規制委員会に提出した追加調査計画書によると、追加調査地点の掘削完了予定時期は 2013 年 2 月中旬となっており、これを受けて規制委員会が活断層か否かの判断を下すのは早くても来春になると思われる。また、原子力規制委員会は敦賀等、他の 5 サイトについても同様の破砕帯調査を事業者に指示しており、これらのサイトでも活断層かどうかの判断は来夏以降になるであろう。

日本の原子力発電所の再稼動を巡る経緯は、制度的にも福島事故後、揺れ動いてきた。本来、電気事業者は定期検査において所定の検査項目を終了すれば調整運転を開始できることとなっている。しかし、2011 年 7 月以降は菅首相（当時）が導入した「ストレステストの実施及び規制当局による評価を経て、立地自治体が了解し、最後に首相を含む 3 閣僚が正式決定すること」なる「行政指導」が暫定手続きとなった。9 月の原子力規制委員会発足後はその暫定手続きも白紙となり、誰が最終的に判断を下すことになるのかも不透明な部分が多い。

2011 年度は原子力発電電力量の激減により、日本の電気事業者の化石燃料購入額、即ち国富の流出は前年度比 2.5 兆円増加し過去最大の貿易赤字への転落の主要因となり、一般電気事業者 8 社（東京電力、沖縄電力除く）の利益剰余金は 1 兆円以上減少した。2013 年 3 月期の決算ではそれを上回る厳しい状況が予想される中、電力安定供給を巡る課題には、電力会社の財務体質の急速な悪化に関連した新たな問題が加わりつつある。この状況下、科学的合理性に基づく安全基準を規制委が示すことと、原子力比率を含めた電源構成の基本方針を政府が実効性ある計画とともに明確に示していく姿勢が早期に求められる。ちなみに英国では差額決済方式を伴う FIT 制度の新設原子力への適用を検討中である。この英国の取り組みにも注目すべきである。

(戦略研究ユニット 原子力グループ マネージャー 村上 朋子)

2. 欧州委員会、EUETS の国際航空規制適用を 1 年延期

11 月 20 日、欧州委員会 (EC) は、本年 1 月より実施している EUETS の EU 域内を発着する国際航空への適用について、2013 年 9 月までその措置を延期するとの改正案を公表した。改正案は、年明けの議会と委員会で決定される予定である。

EUETS の国際航空分野への適用については、本年 1 月の開始前後から、米国や中国、インドなど数多くの政府・民間航空会社から強い反対が示され、米国議会が反対法案を採択するなど、EC との間で対立が深まっていた。今回の EC の判断は、こうした状況への対応として、ICAO (国際民間航空機関) における制度検討の「進展」を前提に、一時的に規制の適用を遅らせることにしたものである。

国際航空分野の温室効果ガス (GHG) 排出削減対策の検討にあたっては、国境を越えた経済活動であることから、GHG 排出量算定方法が大きな課題となる。京都議定書のように国別目標の設定を前提とした制度では、各国内で排出される GHG 排出量の特定化が必要となるが、国境を超えたサービス活動である国際航空や海運分野の排出量を国別に特定することは複雑であり、各国でそれを共有する必要がある。実際に京都議定書では、その第二条 2 項で「加盟国は ICAO や IMO (国際海事機関) での取り組みを通じて GHG の抑制や削減を追求しなければならない」と規定し、排出量の算定対象から両部門が除外されている。

京都議定書における規定は、加盟国による当該部門での規制等を制限しているものではない。EC も今回の決定を受けた関連文書において、2020 年における 20%削減目標に向けた対策に国際航空分野の貢献が含まれていると明記しているが、その算定の考え方は EC 独自のものであって、国際的な合意事項ではない。

そのため、国際的なこれまでの交渉を踏まえれば、EC が EUETS の国際航空分野への適用を個別に決定することを他国が受け入れることは困難であり、各国の航空分野等における経済影響や競争力への懸念も含めて、EC と EU 域外国との間で対立が続いてきたのである。

今回の EC の決定に際しては、2013 年秋に開催が予定されている ICAO 総会において、国際航空分野での市場メカニズム活用による GHG 削減対策の有効性が確認されることを期待する、との姿勢が示されている。仮に ICAO において EC が期待する成果が得られない場合の対応はどうか。具体的な言及はないものの、各航空会社が自らの GHG 排出量の計測・検証・報告を行うことが推奨されていることから、EC は引き続き EUETS の国際航空分野への適用姿勢を堅持するのではないか。その点も踏まえ、今後の ICAO での議論を注視していく必要がある。

(地球環境ユニット 担任補佐・研究理事 工藤 拓毅)

3. 新たな対応を迫られるドイツの FIT 制度

ドイツが再生可能エネルギー導入政策を再び捩入れする。10月11日、ドイツ環境大臣のアルトマイヤー氏は、風力とバイオマスからの再生可能電力について買取り対象設備容量に上限を設定するとの方針を発表した。また、市場の過熱が起きないように、導入ペースの均等化を図るとしている。今年6月、太陽光発電の設備容量に52GWのシーリングを設定した経緯があるが、今回の動きはこの措置を拡充するもので、当然ながら関連する再生可能エネルギー産業界からは大きな懸念の声が上がっている。

新方針の背景には、歯止めの利かない賦課金負担の上昇がある。ドイツの再生可能電力賦課金は、電力の市場価格と割高な買取り価格の差額を消費者に負担させるものである。予想を超えた近年の導入急増を受けて、賦課金は2010年にはkWhあたり2ユーロセントだったものが、2012年は3.6ユーロセント、そして2013年は約5割増の5.3ユーロセントという見通しが先ごろ発表されたばかりだ。ドイツ人はこれまで、その環境重視の文化を反映して、一般家庭の賦課金に対しては比較的寛容な態度を保ってきた。しかし、こと産業部門の負担については制度開始当初から懸念の声が上がっていた。特に、メルケル首相自ら言及した賦課金の見通し3.6ユーロセントを大幅に上回る事態に至って、不満の声は非難に変わり、国際競争力低下への懸念や企業の海外移転の可能性が取り沙汰されている。シーリングの設定は、賦課金のレベルをある程度予見可能なものにするための苦肉の策といえる。

一方、再エネ導入ペースと電力系統整備のバランスも問題となっている。これまでは再エネ導入の数量目標達成を優先してきたが、今後は送電線の敷設や出力安定化対策の進捗を考慮するという。事実、ドイツでは再エネの導入急増に伴う系統の不安定化は差し迫った課題になっており、電力品質を維持するため、風力発電の出力抑制も発生している。電力価格同様、電力品質の悪化も産業競争力には大きな脅威となる。このような事態は夙に予想されてきたが、ドイツでは現実の課題として顕在化した。

従来への対応策が買取り価格の下方修正にとどまっていたのに対して、今回の方針は導入量と導入ペースに大きな影響を及ぼす可能性がある。特に、比較的短時間で設置が可能な発電設備と、より時間のかかる系統対策との兼ね合いをどうするか、複雑な制度設計と舵取りが求められよう。導入促進政策は新たな段階に入りつつあるようだ。

日本は「革新的エネルギー・環境戦略」で2030年までに年間3,000億kWh以上の再エネ発電量（電力消費シェア約30%）を達成しようとしている。同年にシェア50%を目指すドイツは欧州大系統連系での輸入を通じた調整が可能である。その点、全く異なる日本の事情を勘案すればシェア30%は極めて高いハードルであることは間違いない。今ドイツが経験している困難に早晩日本も直面することは必至である。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志)

4. 中国ウォッチング : COP18 に向けた原則的立場を表明

カタール・ドーハでの COP18 直前の 11 月 19~20 日、「BASIC」4 カ国温暖化対策閣僚級第 13 回会合が北京で開かれ、共同声明が発出された。続く 21 日には、中国政府は「気候変動防止政策と行動 : 2012 年」白書を公表し、COP18 に向けた原則的立場を明らかにした。

白書では、公平性や「共通だが差異のある責任」および応分責任原則の堅持を改めて強調した上で、達成すべき成果について次の 4 つを具体的に明記した。

第 1 に、京都議定書第 2 約束期間での目標採択と 2013 年 1 月 1 日からの発効を確実にすること。第 2 に、途上国が普遍的な関心を示す緩和、適応、資金援助、技術移転とキャパシティ・ビルディングなどの諸問題に関して、実質的進展を得ること。そのためには、先進国が総量削減と途上国支援に関する約束を確実に履行すること。第 3 に、公平性、貿易、知的財産権などの諸問題を適切に処理し、バリ行動計画に関わる交渉を完成させること。最後に、2020 年以降における枠組み条約の更なる実施強化に関わる原則問題について、十分な意見交換を行うと共に、バリ・ロードマップ交渉との整合性を踏まえた上で、ダーバン・プラットフォームにおける交渉プロセスを規定し、将来の枠組み交渉に向けた強固な基礎を構築すること。

一方、先進国の 2020 年削減目標について、白書で言及を避けたが、「BASIC」第 13 回共同声明では、上積みすべきとした上で、第 2 約束期間に不参加の先進国に対し、約束参加国と比肩しうる削減目標を約束すべきと求めた。また、京都議定書を離脱している先進国と第 2 約束期間に不参加の先進国がクリーン開発メカニズム (CDM) による利益を享受すべきではないと明記した。

更に、ダーバン・プラットフォームにおける将来枠組みの交渉は、枠組み条約の 2020 年以降における全面的、効果的かつ持続的な実施を目指す交渉であり、枠組み条約の下で、関連原則と規定、特に公平性や「共通だが差異のある責任」および応分責任原則を遵守しなければならないと強調した。

中国がいつ法的拘束力のある総量削減目標を承諾するかについては、温暖化交渉代表団長を務める解振華・国家発展改革副主任は 21 日の白書発表会において、「ダーバン・プラットフォームにおける国際交渉で解決すべき問題だ」と表明した。また、交渉結果について、「中国は予測的な判断をせず、締約国会議で達成される法的拘束力の合意に従うだけだ」と言明した。国際交渉に関する原則や主張などを先手として示すことで、交渉のイニシアティブを取ろうとの姿勢であろう。

(客員研究員、長岡技術科学大学教授 李 志東)

5. 中東ウォッチング : 武力行使の応酬でさらに高まる緊張と情勢緊迫化

中東・北アフリカ地域は、政権移行に絡む不安定に加え、武力行使の応酬という局面を迎えた。

内戦がこう着状態に入ったシリアでは、アサド体制の打倒を目指す国々に促される形で、反体制組織の再編が行なわれた。アサド体制に代わる政権の受け皿として、従来のシリア国民評議会に代わる「シリア国民連合」が新たに組織され、フランスやカタール等がさっそく承認に動いた。だが、反体制派への武器供与は、内戦を激化させ、市民の殺傷を拡大させる恐れが強いことから、欧州連合 (EU) は依然として慎重である。東京では第5回「シリア制裁作業部会」会合が開催され、それに先立って日本政府はアサド政権幹部に対する制裁強化を決めた。

隣国シリアの行方を注視してきたイスラエルは、パレスチナ自治区ガザから散発的に撃ち込まれるロケット弾攻撃に対抗するため、11月14日に空爆作戦を敢行し、ハマースの軍事部門長を殺害した。その3週間前にスーダンの首都ハルツームで発生した軍需工場の爆発事件も、イスラエルの対ハマース軍事作戦の一環と考えられる。空爆を機に、ハマースがロケット弾による報復攻撃を激化させたことで、シリアに一極集中してきた最近の域内環境は激変した。

物量と先端兵器に優るイスラエルは、『鉄のドーム』迎撃システムによる防空体制の下、欧米の公認を得た「自衛の権利」を盾に、ガザに対する攻撃を拡大し、地上軍の進攻を視野に入れた大規模な予備役の招集に動いた。戦況が一方向的にイスラエル有利に展開する中、非戦闘員の死傷に対する国際的な懸念が高まったが、米国は、安保理議長名のプレス声明発表への反対を通じて、イスラエル寄りの立場を鮮明にした。

一方、ヨルダン川西岸でもガザへの連帯を訴える動きが拡大し、ハマースと対立してきたアッバース大統領は窮地に立たされたが、月末には国連総会における「非加盟オブザーバー国」の地位の取得に成功した。混乱の中にあってイスラエルとハマース、そして米国との関係を軸に懸命の調停を行なったエジプトのムルシ大統領が、21日に発効した停戦合意で存在感を示した。だが、ムルシ自身は、大統領権限の強化を通じた全権の掌握に動いたことによって、民主化勢力や世俗派から不興を買っており、大統領の出身母体であるムスリム同胞団事務所に対する襲撃事件は、強権的な手法に対する反発の強さを物語っている。

このほか、直近の2年間に「アラブの春」対策で4人の首相を更迭したヨルダンは、石油製品値上げの急告を機にデモが発生し、反国王運動が表面化している。イランの核開発に関するIAEA報告書が発表され、低濃縮ウランの備蓄がイスラエルの主張する我慢の限界へ改めて近づいている状況が伝えられた。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

6. ロシアウォッチング : 露プーチン政権のパイプライン戦略

輸出用パイプライン (P/L) 建設構想は、資源輸出国のエネルギー戦略そのものである。ロシアも例外ではなく、プーチン政権のエネルギー戦略は輸出用 P/L 建設構想に反映されている。すなわち、プーチン政権は欧州及びアジア向け原油・ガス輸出を維持・拡大すべく、ロシア極東及びバルト海・黒海にて、輸出用大規模 P/L 建設構想を着々と推進しているのである。

欧州向けには、トランジット国であるウクライナを迂回して、バルト海経由ロシアから直接ドイツに天然ガスを輸出するノルト・ストリームは 2012 年 10 月、2 本目の P/L が稼動開始した。計 2 本の P/L による年間総輸送能力は 550 億 m³ となるが、ガスプロムは現在、3 本目・4 本目の P/L 建設も構想中である。11 月 14 日には、ロシアから黒海横断ブルガリア向け約 900km の天然ガス P/L 構想サウス・ストリーム建設も決定した。なお、翌 12 月から同 P/L 建設着工の運びとなっている。

アジア向けでは、サハリン島からハバロフスク経由ウラジオストク迄の天然ガス P/L (SKV P/L) は既に 2011 年 9 月稼動したが、ガスプロムは 2012 年 10 月末、極東のサハ共和国チャヤンダ鉱区から、同じくハバロフスク経由ウラジオストク向け約 3200km の天然ガス P/L (YKV P/L) 建設決定も発表。ウラジオストクでは日露協力案件として、LNG 工場を建設して、LNG を環太平洋諸国に輸出する構想も進行中である。一方、東シベリア・極東の原油輸出用 P/L たる ESPO P/L も 2012 年 11 月迄に全線完工となった。従来は、途中の中継基地スコボロジノから極東コズィミノ出荷基地迄は原油鉄道輸送であったが、12 月後半からは P/L 輸送された原油がコズィミノ港より輸出されることになる。

新規大型プロジェクト推進が次々と発表され、一見順風満帆なプーチン構想ではあるが、懸念材料は存在しないのだろうか？ 筆者は、二つの懸念材料があると考え。一つは油価動向。これらプロジェクトの経済性や資金調達は高原油価格を前提としており、ウラル原油の輸出価格がバレル 100 ドルを切れば各種問題が顕在化し、80 ドル以下ともなれば、そもそも政権基盤をも揺さぶりかねない。もう一つ、これらプロジェクトを推進するプーチン大統領本人の健康問題も注目されよう。

今、ロシアは従来以上に、日本を含むアジア太平洋諸国に熱い視線を向けている。11 月 20 日付けロシアの有力日刊紙『ヴェドモスチ』は極東発展綱領の一環として、92 プロジェクトを列挙しており、これらのプロジェクト実現には 5 兆ルーブル (約 13 兆円) 要すると報じている。他方、震災後の日本はエネルギー供給源選択肢の多様化を模索している。東シベリア・極東開発に資金と技術を必要とするロシアとエネルギー多様化を要する日本は、相互補完的關係にあるといっても良い。故に、ロシアとの政治関係を考慮し、諸般の政治・経済的リスクを勘案しつつ、日本が日露エネルギー協力関係発展に向けた取り組みを進めることは、日本に極めて重要な意味を持つといえよう。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループ 研究主幹 杉浦 敏廣)